

# 関西労働者安全センター | 労災職業病

## 関西労働者安全センター

2024.12.10発行(通巻第560号) 400円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3  
JAM西日本会館5階 市民オフィス内  
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : info@koshc.jp  
ホームページ : https://koshc.jp/



過労死防止法成立から10年 過労死防止大綱、3度目の改定 .....	2
メンタル労災・全国一斉ほっとラインを実施 .....	5
胆管がん発症者22名に～SANYO-CYP社～ 職業性胆管がん労災認定は56件に .....	7
関西糖尿者安全センターだよりvol.3 種盛真也 .....	14
公務災害障害補償不支給決定に対する取消訴訟始まる 自治労枚方市職員関係労働組合 .....	16
17年前の不支給決定を取消 .....	20
辺野古からの通信⑥ 宮崎史朗 (全港湾建設支部) .....	23
韓国からのニュース .....	26
前線から .....	31
荷崩れ事故で建設技能実習生が骨折／大阪 介護業務による股関節障害が労災不支給に／大阪 大手家電メーカーの石綿ばく露被害／京都 低額給付基礎日額の取消審査請求で口頭意見陳述／大阪 過労死等防止対策推進シンポジウム2024 過労死防止大阪センター／大阪	
2024年冬期カンパのお願い .....	39

10-11月の新聞記事から／37

表紙／枚方市公務災害不支給取消訴訟第1回弁論にお集まりいただいたみなさん  
前列右から自治労大阪府本部 中村研さん、枚方市職員関係労働組合委員長 池田敏幸さん、  
原告 森岡隆浩さん、位田浩弁護士、山中有里弁護士、田島関西労働者安全センター事務局長

# '24 11・12

---

# 過労死防止法成立から 10 年 過労死防止大綱、3 度目の改定

過労死等防止対策推進法(過労死防止法)は 2014 年 11 月 1 日に施行され、2024 年 11 月で 10 年が経過した。

過労死防止法は、家族を過重労働のために亡くした遺族たちが、補償を勝ち取る戦いの後に、二度と同じ思いをする人があってはならないとの思いに集結し、望みをかけて成立に尽力してできた法律である。

過労死防止法は、主に国は「過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有する」と定める。そして、地方公共団体にも、対策を推進する努力義務を課し、事業主にはこれら対策に協力すること、国民には関心と理解を深めることを努力義務とする内容である。

要するに、過労死防止対策を国主導で推進するとする、罰則も何もない「理念法」である。

とは言え、国が過労死防止対策に予算を割り、過労死防止のための調査・研究を行い、過労死遺児への支援事業も可能となり、対策に関して当事者である遺族らが意見を出すことができることとなった。

詳細は「過労死等防止のための対策に関する大綱(過労死防止大綱)」で定められているが、国が作成する大綱に意見できる機関として「過労死等防止対策推進協

議会」が設置され、協議会の委員は、過重労働で疾病を発症した労働者本人や家族・遺族の代表、労働者の代表、使用者の代表、有識者で構成するとされている。

過労死防止大綱は、過労死防止法の翌年に策定され、以来、3 年ごとに見直しが行われ、今年 2024 年は、3 度目の改定が行われた。

今回の主な改定点は次の 4 点としている。

1. 大綱策定 10 年を振り返り、更なる取り組みを推進
2. 時間外労働の上限規制の遵守の徹底、過労死等防止指導、フリーランス等対策を強化
3. 業種やハラスメントに着目した調査・分析を充実
4. 国以外も含めた関係者による取り組みを推進

1 は過労死防止大綱策定から来年で 10 年となるため更なる取り組みを推進するという目標である。

2 つ目以下について簡単に補足する。

2. 時間外労働の上限規制の遵守の徹底、過労死等防止指導、フリーランス等対策を強化

2024 年 4 月から時間外労働上限規制が適用されるようになったトラック運送業、医療従事者、建設業と教職員、情報通信業での取り組みの推進を行う。トラック運送業については、「トラック G メンによる」是正指導強化、「標準的運賃」の 8% 引き上げ改定による取引環境の適正化への取り組みを推進する。医療従事者には、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及や都道府県医療勤務環境改善支援センター等による支援などを行う。

再発防止対策として、一定期間内に複数の過労死を発生させた企業に対して、「過労死等の防止に向けた改善計画」の策定を求め、助言・指導を実施する。

11 月に施行される「フリーランス・事業者間取引適正化法」の周知、履行確保、また「個人事業主等の健康管理に係るガイドライン」に基づき、個人事業主や注文者による取組を促進し、対象を拡大した労災保険特別加入制度による環境整備。

勤務間インターバル制度導入の促進を図る、となっている。

### 3. 業種やハラスメントに着目した調査・分析を充実

事案の分析や調査の対象としてきた重点業種の自動車運転従事者、教職員、IT 産業、外食産業、医療、建設業、メディア業界に芸術・芸能分野を追加する。また、フリーランスや高齢労働者、労働時間が自己申告制である労働者など、働き方や就労環境、属性に焦点を当てた調査も行う。

ハラスメント防止措置の状況に関する調査分析、カスタマーハラスメントによる心

理的負荷に関する調査を行う。

過労死の予防研究と支援ツールの開発の実施や研究成果や最新情報を専用ポータルサイト「健康な働き方に向けて」（2023 年に開設）や働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で公表、情報発信を行う。

### 4. 国以外も含めた関係者による取り組みを推進

ハラスメント対策に加えてカスタマーハラスメント対策の取り組み支援を行う。また国家公務員についても 2024 年 4 月から努力義務となった勤務間インターバルの取組を推進する、相談体制のさらなる充実、過労死の取組について国際社会に向けても発信する、学校での啓発授業において増加に努めるなどとされた。

また、過労死防止大綱では、過労死をゼロとすることを目指して、数値目標を設定している。（次ページ表）

2023 年度の過労死関連の労災認定状況については、本誌 2024 年 7 月号で報告した。

脳・心臓疾患の請求件数・認定件数はこの 10 年減少してきているが、コロナの影響で 2020 年、2021 年と少なくなった後、増加に転じている。しかしながら、労災認定率でいうと低迷している。

精神疾患は毎年、右肩上がりに請求件数・認定件数ともに増加、しかし、認定率は 30% 程度で横ばいである。

過労死防止法ができて 10 年、国が予算

を付けて様々な取り組みがされてきたが、果たして過労死・過労自死が減少したかと言うと疑問に感じる。

毎年、11月の過労死防止啓発月間に行

われる過労死等防止対策推進シンポジウムでは、新たな遺族の話聞き、また日々報道で新たな事案のニュースを眼にし、まだまだ過労死ゼロには程遠いと感じている。

【数値目標について】

数値目標については、白書等により推進状況を確認できるようにするとともに、国、地方公共団体、事業主等の関係者の相互の密接な連携の下、早期に達成し、過労死ゼロを目指す。さらに、公務員についても、目標の趣旨を踏まえ、各職種の勤務実態に応じた実効ある取組を推進する。	
1	労働時間については、週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする（令和10年まで）。 特に、重点業種等のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合が高いものについて重点的に取組を推進する。
2	勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、 (1) 勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合を5%未満とする（令和10年まで）。 (2) 勤務間インターバル制度（終業時刻から次の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設けることについて就業規則又は労使協定等で定めているものに限る。）を導入している企業割合を15%以上とする（令和10年まで）。 特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する。
3	年次有給休暇の取得率を70%以上とする（令和10年まで）。
4	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする（令和9年まで）。
5	労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする（令和9年まで）。
6	自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする（令和9年まで）。 なお、前大綱の数値目標であった「仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合」についても継続的に注視する。

# メンタル労災・全国一斉ほっとラインを実施 ～ハラスメントを減らすために～

10月10日の世界メンタルデーにあわせて、2024年10月11、12日の2日間、精神障害の労災についての電話相談が行われた。全国労働安全衛生センター連絡会議の呼びかけで、全国の安全センターやユニオン、市民団体に協力いただき、全国12箇所（札幌・東京・山梨・神奈川・名古屋・京都・大阪・兵庫・岡山・広島・徳島・福岡）に相談ポイントを設けた。相談件数は全国で217件（今年は9箇所217件、一昨年は11箇所97件）であった。

私たち関西労働者安全センターでは、近畿（兵庫以外）、四国（徳島以外）、沖縄からの相談を受けた。相談件数は、10日にフライングで1件、11日に18件、12日に10件の合計29件。内容の内訳は、ハラスメントが20件、長時間労働が7件、法に触れかねない仕事をさせられているが2件だった。

相談を受けての返答は、基本的に、すでに医者にかかっていたり休業している人に対しては労災請求や障害者年金などについてアドバイスしたり、今も職場にいる人には、事情を聞いた上で、社内の労組やユニオンへの相談を促したり、症状や環境がひどそうな場合は、一旦休職して職場から離れることを勧めたりした。

関西労働者安全センターでの後のフォローが必要な案件は4件で、それぞれ保育士、大工、会社雇用の専属運転手、養護

教諭の方からの相談だった。

## 「精神的な攻撃」最多

ハラスメントの相談20件に関してさらに分類すると、「精神的な攻撃を受けた」が16件、「過大な要求」が4件、「過小な要求」が2件だった（別項目の重複あり）。

「精神的な攻撃」の内容は、上司に怒鳴られた、無能呼ばわりされた、シフトを増やすのを断ったら怒られたなど、叱責に伴う攻撃が多かった。その他としては、自分だけずっとトイレ掃除を命じられた、上司と進めていたプロジェクトを社長に報告したら怒られたが、同席していた上司のフォローがなかった、適応障害で休職になって、復職しようとしたらまだ休んどけと言われて、出てくるなら別の部署にするとされたなどがあった。私の個人的な感想だが、今回の「精神的な攻撃」の8割ぐらいは、大声と暴言と勘違いで起こっており、ハラスメントした側が、大声を出さずに、丁寧語で、じっくり伝えるだけで何もなかったのではないかと思えた。2022年4月から、職場でのパワハラ対策が全事業主の義務になったが、どの人も、部下や同僚に対して、くれぐれも冷静に丁寧に話をさせていただきたいところだ。

「過大な要求」については、過大な要求をされること自体のストレスに加えて、そ



れで失敗して怒られたり懲罰があったり、長時間勤務になったりするのが心理的な負担になっているようだ。根本的に解決するには、別に失敗しても、次頑張ろうと許される世の中を作っていくといけない。

「過小な要求」については、仕事を外されて雑用に回されて、いつ解雇されるか不安という人と、8時間のはずの派遣仕事が、2時間で帰っていいと言われてバカにされているように思った(給料は8時間分出た)という人がおり、前者の方はまだしも、後者の方は、楽できてハッピーとはならないあたりに、人は生きるためだけに生きているわけではないのだと実感する。事実、私も、以前勤めていた会社では、自分のこだわりで勝手に変な仕事を増やしていたし、やらない人をなんでやらないんだと思っていた。答えは簡単で、やる必要なかったからなのだが、当時の私にそれを言うて聞くかと言われると何とも言えない。

## 長時間労働事案あれこれ

長時間労働については、2つ事案を取り上げてみる。

1つは、知り合いからある飲食店の店長をまかされたが、忙しすぎて適応障害を起こした。しかし、知り合いに迷惑がかかるかもしれないから、労災の請求を迷っているというケースである。気にせずに請求してくださいとアドバイスしたが、この辺の意識改革は難しい。会社に迷惑かと考えて労災請求しない人はそれなりにいるが、それは迷惑かけるのではなくて、改善の機会

を与えたのだと思って遠慮はしないでほしいものだ。

もう1つは、バスの運転手の方の相談だ。バスの運転記録が出勤記録になっており、その時間を元に勤務時間が計算されている。その勤務記録でもそこそこ時間外労働しているのだが、実はバス運転の前後に、バスの整備の時間があり、それで毎日1時間30分ぐらいかかるが、それは加味されていないというのである。これが難しいのは、整備を全部きちんとやると1時間30分ぐらいかかるらしいのだが、他の人は適当にやるので30分ぐらいで終わらせたり、そもそもやらない人もいるということだ。社内の労組に訴えても、人によってまちまちな状況なので、非常に消極的な態度を取られるとのことだった。業務時間に関する状況をどこかに告発して是正したいということだったので、自分が業務していた証拠を集めて、労働基準監督署の監督課に言うようにアドバイスした。ただ、個人的な感想として、こういった、会社が暗黙の内にやらなくてもいいとみなしている仕事に対しては、必要なことだと会社に認めさせるより、自分もサボってしまう方が楽だと思うし、自分で仕事を増やして病気になるぐらいなら、バカにされても手を抜いた方がいいと思うのだが、この辺は、「過小な要求」のところで書いたことにも関わってきかなかない。

全体に対する別の視点として、29件のうち、被災者本人以外からかかってきた相談が6件あった。私の実感として、精神疾患(13ページへつづく)

# 胆管がん発症者 22 名に

## ～ SANYO – CYP 社～ 「和解」後も続く被害発生

### 職業性胆管がん労災認定は 56 件に(2023 年度末現在全国計)

職業性胆管がんの 2023 年度の労災認定状況が判明した。

胆管がん労災請求事案について、厚生労働省はすべて「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」で業務上外を判断している。直近では 2023 年 12 月 18 日（第 36 回）に開かれている。2024 年はここまで未開催。

検討結果については HP 上での公表がされていないため、基本的に開示請求をしないと入手困難という不当な状況であるが、当センター独自のルートで 2023 年度の認

定状況データを入力した（表 1、表 2 いずれも厚労省データから作成）。

#### 2023 年度は大阪局で 1 件認定

2022 年度については 2 件が業務外とされ業務上は 0 件だったが、2023 年度は印刷業において 1 件が認定された。

この 1 件は大阪労働局管内で認定されていて、職業性胆管がん事件の震源地「校正印刷会社 SANYO – CYP」での最近までの新規発症者状況などの情報から、この 1 件

#### 表 1 2023 年度（令和 5 年度）「胆管がんの業務上外に関する検討会」の検討状況について

○胆管がんの労災請求事案について、2023 年度（令和 5 年度）は検討会（1 回開催）において、4 件（4 事業場）について検討を行い、うち 1 件について業務上の決定を行った。

（内訳）

	検討数	検討終了	結果		
			業務上	業務外	継続
印刷業	3	3	1	2	0
印刷業以外	1	1	0	1	0
計	4	4	1	3	0

（検討の結果概要）

印刷業	事案①	・労働者は 50 歳代 ・150ppm を超える 1,2 ジクロロプロパンに長期間ばく露
印刷業以外		

表 2

印刷業における胆管がんに関する請求件数等（平成24年度から令和5年度（2023年度）までの累計）

1. 請求件数

	内訳						
	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	
請求件数	124 (64)	1 (1)	14 (6)	31 (13)	28 (13)	32 (20)	18 (11)

※1 ( )内は請求時の死亡者数で内数 ※2 年齢は労災請求時（死亡者は死亡時年齢）

2. 検討会の状況（2023年度末現在）

	決定件数	内訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
業務上	56 (22)	1 (1)	14 (6)	24 (11)	12 (3)	4 (1)	1 (0)
北海道局	3 (2)						
青森局	1 (1)						
宮城局	3 (0)						
栃木局	1 (1)						
群馬局	1 (0)						
埼玉局	1 (0)						
東京局	5 (2)						
神奈川局	1 (0)						
石川局	1 (0)						
静岡局	1 (0)						
愛知県	7 (2)						
岐阜局	1 (1)						
京都局	1 (1)						
大阪局	22 (10)						
岡山局	1 (0)						
香川局	1 (0)						
福岡局	5 (2)						
業務外							
合計	56 (22)						

※1 ( )内は請求時の死亡者数で内数 ※2 年齢は労災請求時（死亡者は死亡時年齢）

※3 検討会で業務上外の結論を得た件数である。

2022年度から2023年度で変化した部分（1件の業務上決定は大阪局管内）

平成29年度末のまとめで、削除された部分

複数事業場のまとめ、印刷業以外のまとめの表が平成29年度末のまとめから含まれなくなった

印刷業以外における胆管がんに関する請求件数等（平成24年度から令和5年度（2023年度）までの累計）

1. 請求件数

	内訳						
	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	
請求件数	38 (18)	0 (0)	2 (2)	2 (1)	6 (5)	13 (4)	15 (6)

※1 ( )内は請求時の死亡者数で内数 ※2 年齢は労災請求時（死亡者は死亡時年齢）

2. 検討会検討結果 (件)

	合計	内訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
業務上	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)

※1 ( )内は請求時の死亡者数で内数 ※2 年齢は労災請求時（死亡者は死亡時年齢）

※3 検討会で業務上外の結論を得た件数である。



は同社の労働者又は元労働者と推測される。

## SANYO – CYP 社からさらに 5 名発症

SANYO – CYP 社における職業性胆管がん多発事件について、これまで多くの学術論文において報告されてきた。

このたびは、英文雑誌「Industrial Health」(発行元：(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所) 早期公開版において、「大阪(日本)の印刷会社における 1,2-ジクロロプロパンおよび/またはジクロロメタンへのばく露による胆管がんのその後の発症」(原題：Subsequent development of cholangiocarcinoma caused by exposure to 1,2-dichloropropane and/or dichloromethane in the printing company in Osaka, Japan) が、2014 年に報告された 17 名発症のあと、2023 年末までに発症した 5 名の胆管がん患者の詳細を報告した。(掲載 URL [https://www.jstage.jst.go.jp/article/indhealth/advpub/0/advpub\\_2024-0159/\\_article/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/indhealth/advpub/0/advpub_2024-0159/_article/-char/ja))

論文は、筆頭著者・久保正二医師(大阪公立大学大学院医学研究科肝胆膵外科学講座)らによるもので(以下、久保論文)、グループには胆管がん事件の端緒から関わる熊谷信二氏(元産業医科大学教授)が含まれる。

大阪公立大学大学院医学研究科肝胆膵外科学講座は、胆管がん事件発覚後、SANYO – CYP 社などの胆管がん患者の治療、研究に精力的にあたってきた。とりわ

け、免疫チェックポイント阻害薬オプジーボ医師主導治験により職業性胆管がん患者の治療に大きな光明をもたらしたことは特筆に値する。

◆職業関連性胆道がん対象の医師主導治験免疫療法(免疫チェックポイント阻害剤<オプジーボ>)で実施、がん研究センター東病院と大阪市大病院で実施開始(<https://koshc.jp/archives/1708> を参照)

以下が久保論文冒頭の「要約」(Abstract 和訳)である。

2014 年、大阪の印刷会社で 1,2-ジクロロプロパンおよび/またはジクロロメタンの高濃度ばく露により職業性胆管がんを発症した 17 名の患者が報告された。その後、新たに 5 名の患者が同様の胆管がんと診断された。

このうち 4 名は定期健康診断や肝機能障害の経過観察中に胆管がんが発見された。5 名の患者のほぼ全員において、診断時の  $\gamma$ -グルタミルトランスペプチダーゼ( $\gamma$ -GTP)活性の上昇、腫瘍による閉塞を伴わない肝内胆管の局所的拡張、慢性的な胆管損傷、胆管上皮内腫瘍(ビリウム内腔上皮性腫瘍)や胆管内乳頭状腫瘍などの前がん病変/早期がん病変が胆管のさまざまな部位に認められた。これらの所見は、以前の 17 名の患者と類似していた。

合計で、印刷会社で 1,2-ジクロロプロパンにばく露された 95 人の作業者のうち 22 人が胆管がんを発症した。胆管がん患者 22 名のうち 18 名は、19 名の高ばく露

群労働者（累積ばく露量 $\geq$ 1500ppm-年）の一員だった。これらの所見は、1,2-ジクロロプロパンが職業性胆管がんを引き起こすことをさらに裏付けている。

発がんリスクが長期間持続する可能性があることを示唆しており、1,2-ジクロロプロパンおよび/またはジクロロメタンにばく露される作業者の定期的な健康診断は、このような胆管がんを早期発見するために必要である。

論文の分析対象となった追加発症5名のプロフィールは以下の表の通り（表3：久保論文より作成）。

### 高ばく露群の95%が発症

久保論文は累積ばく露量（ばく露濃度にばく露期間（年換算）を乗じた数値を合計）と胆管がん発症との関連について、DCP累積ばく露量1500ppm-年以上を「高ばく露労働者」としたとき、2023年末において

- 1499ppm-年以下であった76名（男性60名、女性16名）のうち、胆管がん発症者は4名（全員男性）
- 1500ppm-年以上（高ばく露労働者）であった19名（男性18名、女性1名）のうち、胆管がん発症者は18名（男性17名、女性1名）であり、今回の追加5名はすべて高曝露労働者に入っていたとしている。

つまり、高ばく露労働者の95%が発症、ということが確認されたわけだ。

これはもちろん、当時のSANYO－CYP工場（大阪市中央区）が異常に劣悪なばく露状況にあったためである。

まことに驚愕すべきSANYO－CYP事件であったことを改めて想起しなければならない。

なお、女性が1名発症されたのであるが、発症率に性による有意な違いはないとしている。

表3 5名の胆管がん患者について

番号	診断年	年令/性	ばく露した有機溶剤	ばく露期間 (年)		累積ばく露量 (ppm-年)		初回ばく露からの期間(年)
				DCP	DCM	DCP	DCM	
1	2015	48/男	DCP,DCM	13.2	5.7	3083	1109	24.7
2	2017	41/男	DCP,DCM	6.1	2.8	1503	760	24.1
3	2018	47/男	DCP,DCM	7.3	1.2	1898	315	23.6
4	2022	52/男	DCP,DCM	15.2	4.6	3433	1020	30.6
5	2023	44/女	DCP	8.3		1952		25.7

DCP:1,2ジクロロプロパン、DCM:ジクロロメタン、

## 5名中4名が治療奏効 オプジーボが効果

胆管がんは早期発見が難しいなど様々な要因で予後の悪いがんとして知られている。

久保論文の5名については、ステージⅣの進行期で発見されたことで対症療法のみしかできなかつたため死亡した1名（表1患者番号2）を除いて、4名はいずれも治療が奏効し生存されている。

4名は治癒的な切除手術、補助化学療法を受け、うち2名が再発したが上記の医師主導治験により投与された免疫チェックポイント阻害薬「オプジーボ」（一般名：ニボルマブ）が奏効した。

職業性胆管がんでは、がんの遺伝子変異が多いことがオプジーボ治験実施の契機であったと上記の治験案内に記載されており、そのアイデアが的中したのである。

## 定期健康診断の有用性明確

職業性胆管がん事件をうけて、厚生労働省は、DCPを特化則の指定物質とし、事業者に対して年2回の定期健康診断を義務付けるとともに、2年以上（当初の「3年以上」を2015年11月から変更）のDCPばく露業務従事歴のある元労働者に対して、申請にもとづいて健康管理手帳を交付し年2回の健康診断が無料で受けられることとした（2013年10月1日施行）。この点に関連して久保論文は次のように報告してい

る。

2013年12月以降、厚生労働省は、DCPに少なくとも2年間ばく露された労働者を対象に、年2回の定期健康診断を開始した。この診断には、血液検査（AST、ALT、 $\gamma$ -GTP、CA19-9の測定）および超音波検査やCTを含む診断画像検査が含まれている。

本研究の5名のうち4名は、厚生労働省や会社による定期健康診断、または肝機能障害（高い血清 $\gamma$ -GTP活性）のフォローアップ中に胆管がんが発見され、外科手術が実施されていた。一方、患者2は黄疸と食欲不振を理由に受診したが、診断時点で進行期（ステージⅣ）であったため、根治的切除は不可能だった。

久保論文は、DCPやDCMによる化学物質ばく露によるとみられる「慢性胆管損傷」ががんの主要病変から離れた部位を含む胆管全体で認められ、全肝臓にわたる胆管損傷を示している、このような広範囲にわたるDNA損傷や前がん病変の存在は発がんリスクのある箇所が多数あるということである、との趣旨を述べている。

5名のうち4名が定期健診等による健康管理の網によって早期発見され、治療が奏効し今日に至っている。ただし、すでに発症し療養中の方を含めて、発症した胆管がんを成功裡に切除したとしても（他の箇所からの）発がんリスクは依然として高いままであることから、今後、長期にわたって定期健康診断等による健康管理が不可欠と





ということなのである。

患者番号2の方は2017年に受診し、発症が確認されている。

2012年5月からSANYO－CYP社における胆管がん事件報道が相次ぎ、2013年秋以降に健康管理手帳制度も開始されたあとの発症診断ただけに非常に残念であり、胆管がん事件を語る上では常に忘れてはいけない哀しい出来事だ。

あらためて久保論文の結論部分を引用する。

2014年の報告で示された職業性胆管がんの患者17名に続き、2023年末までに、同じ印刷会社でDCPおよび/またはDCMにばく露された5名の労働者に新たに胆管がんが検出された。この新たな5名の臨床病理学的所見は、以前の17名の患者と類似していた。高ばく露グループにおける胆管がんの有病率は極めて高く、これらの結果はDCPが職業性胆管がんを引き起こすという理論をさらに支持する。

DCPおよび/またはDCMにばく露された労働者に対する定期的な健康診断や肝機

能障害のフォローアップは、胆管がんを早期に検出するために有用である。また、胆管がんのリスクは長期間にわたって持続するため、長期的な検査が必要である。

SANYO－CYP社における胆管がん多発に端を発した職業性胆管がん事件はまだまだ終息していない。

胆管がん被害者やばく露労働者に対する同社の責任が、同社における安全衛生管理責任に止まらないものであることは、同社の胆管がん被害者の現状を踏まえれば明らかだろう。被害者組織との「和解」がなされたことによっても、被害者とその家族に対する社会的、道義的責任を消し去ることはできない。

そして、全国の職業性胆管がん労災認定事案の数は、SANYO－CYP社の認定数を超えており、この点からも2012年以降に社会的に明らかになり、その後の化学物質管理の在り方が変化していく大きな原因となった「職業性胆管がん事件」は現在進行形であることを銘記しておきたい。(事務局 片岡明彦)

(6ページからつづく)

患の相談は、本人以外からかかってくる割合が多いように思う。今回は、本人が相談できるような体調じゃなかったり、本人が異常(体調、環境)に気付いておらず、周りが心配してということだったりした。みなさまも、周りの人によく気を配っておきましょう。

以上が2024年のメンタル労災ほっとラ

インの報告である。フォローが必要な案件について支援していくと共に、業務による精神疾患が少しでも減るよう、活動を続けていかねばならない。(事務局 種盛真也)





# 関西糖尿者安全センターだより

## vol.3 危険性②

事務局 種盛真也

みなさん、おやつは食べていますか。私は栄養士の先生から、食べ足りなかったら、キノコと海藻と野菜は無限に食べていいと言われているので、家でのおやつは基本的にエリンギとキャベツです。

今回は、糖尿病が簡単に言えば高血糖になる病気だということと、高血糖の短期的な危険性について説明しました。今回は続きで、高血糖の長期的な危険性と、さらにもう一つの危険性についてです。

### 2. 糖尿病の危険性

#### (2) 高血糖の長期的な危険性

高血糖が長期間続くと、主に、血管と神経に異常が現れます。すると必然的に、細い血管や神経が集まっている器官に影響がでて、糖尿病の3大合併症と呼ばれるものが発生します。以下で簡単に説明します。

- ・網膜症：目のスクリーンに当たる網膜の異常。視野が狭くなったり、視力が落ちる、暗く見える、重くなると失明に至る。
- ・神経症：様々な神経に異常が出る。主には、細い神経の集まる手や足の感覚がなくなったり動かなくなったりということが起こるが、自律神経が壊れて心停止に



筆者の最近のおやつ キャベツは生で、エリンギはレンチンして食べている

至ることもある。また、手足の毛細血管の詰まりと重なると、手足の先が壊死して、切断しないといけなくなることもある。

- ・腎症：腎臓の異常。血液中の老廃物（尿毒素）をろ過する能力が下がり、強烈な食事制限や、最悪、人工透析することになる。

これらの症状で怖いのは、上で説明した症状の重さ自体に加えて、一度悪くなったらよくなる点と、重症化するまでは自覚症状がないという点です。なので、健康診断等で、医師は血糖値のことをうるさくしてくれるのですが、本人は、「このまま唾液も甘くなったりすると幸せだな」などと思って特に気にせず、気が付いたら悪化しているわけです（私の実体験）。気を付けましょう。

### (3) 低血糖の危険性

糖尿病で瞬間的に危険なのは、高血糖ではなく低血糖です。糖尿病患者は、自分で下げられない血糖値を、薬やインシュリン注射で下げています。しかし、薬等の量が多かったり、食前にインシュリンを打ったのに満足に食事をしなかったりすると、血糖値が下がりすぎる場合があります。

血糖は、細胞を動かすエネルギーの元になりますので、血糖値が下がってくると、まず、体がしびれてきます。そして、脳も血糖不足で働かなくなり、意識を失い、最悪そのまま死にます。最初に体がしびれてくるのがミソで、やばいと思った時には体が動かなくて、自分では何もできないということになりかねません。

ここからは糖尿病患者が周りにいる人にも読んでおいてほしいのですが、低血糖は瞬間的に悪化するので、治すのも瞬間的な対応が重要です。もし、糖尿病患者が倒れたら、本人が喋れるなら何を持ってきたらいいか聞いて、喋れなさそうなら自販機や

コンビニに突撃して、できるだけ砂糖が入ってそうな飲み物（ダイエットでないコーラ、カルピス、ファンタ、飲むヨーグルトなど）を買い、飲ませてあげてください。もし200mlでも飲めたら、それで数十分ぐらいで治ります。

摂取させる物ですが、糖分は水に溶けている状態が一番吸収されやすく、また、体がしびれた状態でも取りやすいので、上記のような飲み物がベストです。次点で粒ラムネやブドウ糖の粉末（医者が薬と一緒にくれたりする）ですが、これは比較的吸収がよく、携帯に便利だからです。なので、本人が準備しておくならこれでもいいのですが、もし周りの人が応急処置をするなら、甘い飲み物を買きましょう。

前回と今回で、糖尿病の危険性について説明しました。危ないことはケガのうちと言いますが、生活に気を付けようというモチベーションになったなら幸いです。次回は、私の入院生活と、その時の教育の成果、最近の治療で驚いたことなどを紹介する予定です。



中皮腫ポータルサイト  
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊

# 公務災害障害補償不支給決定に対する取消訴訟始まる

## 自治労枚方市職員関係労働組合

枚方市で給食調理員として働く森岡隆浩さんは、2013年5月7日、職場から自転車で帰宅途中、横断歩道を渡っていたところ右折してきた乗用車に跳ねられて、頭部および腰部を受傷した。

星ヶ丘医療センターに搬送され、しばらく入院を余儀なくされたが、公務災害補償基金大阪府支部（以下、基金）に通勤災害請求を行った際は「頭部外傷、頭皮挫創、頸部捻挫及び腰部打撲」という傷病名で請求していた。受傷当初は頭部の負傷が気になるし、いつまでも痛かったが、入院をはじめて間もないころから腰の痛みが目立ってきた。そのため入院中にMRI検査を行い、腰椎すべり症が確認されていた。

問題は、基金が途中で療養を打ち切ったことにはじまる。すべり症の治療のために関西医科大学付属滝井病院に転院し、腰椎固定手術を経て療養継続中だった2014年12月4日、基金から「傷病の症状固定について（通知）」が森岡さんに届けられる。この通知によると、遡って8か月以上も前の2014年3月27日をもって症状固定とするため、同日以降の療養補償は行わない、ということだった。「症状固定と判断するに至った主な理由」を見ると、「基金が認定

した傷病名は『頭部外傷、頭皮挫創、頸部捻挫、腰部打撲』のみであることから、腰椎すべり症に対する療養は地方公務員災害補償上の療養補償の対象とは認められず、また当該疾病の療養を目的とした関西医科大学付属滝井病院への転移も認められませんでした」と記載されている。認定した傷病は「腰部打撲」であって「腰椎すべり症」ではないという理由である。腰部打撲の結果、腰椎すべり症になったのではないかと、これらは一連の疾患だろうと、森岡さんは、所属する枚方市職員関係労働組合の支援を受け、改めて腰椎すべり症について公務災害請求を行った。

星ヶ丘医療センターのカルテを見ると、森岡さんは事故直後から腰痛を訴えており、事故2日後には骨折などないことから腰背部打撲と診断されている。しかし、10日後も変わらず痛みを訴え、そして15日後にMRI検査を受けた結果、「変形性腰椎症、椎間板ヘルニア、脊柱管狭窄(L3/4)」と診断されていた。同部位における最終的な診断が腰椎すべり症だったものの、腰椎の変性が受傷直後から確認されているのである。これらの点を指摘しながら、リハビリのために通院していた整形外科の主治

医や腰椎固定術の執刀医の意見も踏まえて改めて2017年5月に請求したところ、2018年7月27日ようやく腰部脊柱管狭窄症および腰椎すべり症が追加傷病として認定された。

ようやく救済されたものと思いきや、療養は急性症状に限るとして、2014年3月27日をもって症状固定とされていた。傷病名だけ追加して、療養については腰部打撲で認めた範囲のまま、2014年3月27日までの療養までしか認めず、腰椎すべり症の固定術のために転院したのちについては認めないという。労組も同日以降の療養費について改めて請求しようと森岡さんの所属先である教育委員会に掛け合ったが、基金がすでに打ち切っているという理由でまったく動かない。そこで、腰椎固定術後の後遺障害について障害補償給付請求を行うことにした。2019年2月末に行った請求は、まず症状固定日をめぐって基金と争いになった。森岡さんは手術をしてはじめて症状固定となったことを主張し、治ゆ日2018年12月28日と診断書に記載している。リハビリで通院していたクリニックの主治医も手術をした関西医科大学附属滝井病院も同意見である。しかし基金が認めた症状固定日は2014年3月27日であるから、その日の状況について診断書を提出するよう求めてきた。しばらく押し問答のようなやり取りが続き、改めて診断書を提出したが、主治医の主張は変わらず症状固定日は2018年12月28日である。結局基金はカルテなどから判断し、2014年3月27日時点で「障害なし」という判断を

下した。

事故1か月後には退院し、職場復帰はしたものの、「頸から頭が痛くなった。腰部もあいかわらず痛い。仕事始めているが腰くずれ?のような感じになったりする。職場では皮むきなど力は使わないよう仕事をしている(2013年6月受診時のカルテ)」ため、職場に戻っても仕事ができるような状態ではなかった森岡さんが、手術を経てようやく普通に仕事ができるようになったのである。腰椎固定により障害等級9級が認められるべきであったし、この手術がなければ今のように働くことはできなかったに違いない。

## 腰痛をめぐる問題

公務災害補償においても公務上や通勤で負傷したり病気にかかった場合は「必要な療養を行」うことになっている(地方公務員災害補償法26条)。しかし、「必要な療養」の範囲については、基金支部が狭く解釈しているように思える。腰痛については、「腰痛の公務上外の認定について」(昭和52年2月14日地基補第67号)と、「『腰痛の公務上外の認定について』の実施について」(昭和52年2月14日地基補第68号)で詳しく記載されているが、その療養については基本的には保存的療法(外科的手術によらない治療法)とされているが、「適切な保存的療法によっても症状の改善がみられないものの中には、手術的療法が有効な場合もあること」、その治療の範囲は「既往症又は基礎疾患のある職員に腰痛が



発症し増悪した場合の治療の範囲は、原則としてその発症又は増悪前の状態に回復させるためのものに限ること。ただし、その状態に回復させるための治療の必要上既往症又は基礎疾患の治療を要すると認められるものについては、治療の範囲に含めて差し支えないこと」とわざわざ記載している。森岡さんの手術も元のように働くために必要な手術を行ったのであるから、加齢が原因で変性したとしても認められるべきである。

基金はこの主張に対し、上記通達は公務上外の認定について定められたもので通勤災害の認定について定めたものではないということ、また腰椎すべり症は基礎疾患であり、腰椎固定術はその根治治療にあたるから公務災害補償の対象にならない、と反論、療養中の2014年3月27日時点で可動域検査もされておらず、後遺障害はないという原処分の判断を支部審査会、本部審査会も支持した。

## 提訴

2024年8月末に基金大阪府支部の公務外認定を取り消すことを求めて提訴、第1回期日である10月23日に森岡さんは枚方市職員関係労働組合の執行役員や自治労をはじめとする多くの傍聴者の前で以下のように意見を述べた。

「2013年5月7日、職場からの帰宅途中に交通事故に遭い、私の生活は一変しました。事故前の私は、健康で体力にも自信

があり、趣味のバスケットボールをプレイヤーとして楽しんでいました。

その日、私は、自転車で青信号の横断歩道を渡っていたところ、右折してきた自動車にいきなり衝突されました。身体の左側からぶつかられ、自転車ごとにはじき飛ばされたところまでは憶えています。事故直後のことはほとんど記憶がありません。気が付いたときには、病院のベッドで治療を受けていました。事故を目撃した同僚からは、気を失って、血だらけで倒れていたところを救急搬送されたと聞きました。

事故当初は、頭部を9針も縫っていたことから、頭の怪我が心配でした。目の回りも内出血を起こして青く腫れ上がり、1週間くらいは腫れが引きませんでした。頭や首、腰など全身のあちこちが痛みました。とくに、腰には、単にぶついただけとは異なるような痛みを感じ、入院中にX線やMRI検査を受けました。その結果、「腰部脊柱管狭窄症」と「腰椎すべり症」を起こしていることが分かりました。

転院後もリハビリ治療を続けましたが、腰の痛みは改善せず、歩くにも不自由を感じました。しかし、職場を長く休むわけにもいかないことから、一旦は職場復帰をしました。

当時の学校給食センターでは、約2600食もの給食を作っており、重い物を持ったり、業者がもってきた食材をダンボールからカゴに移しかえたりする作業がありました。事故前は難なくこなしていましたが、事故後は腰痛のためにそれらの作業を1人ではできなくなりました。他の職員に手



伝ってもらったり、作業を交代してもらったりして、周りの方々にも大きな迷惑をかけてしまいました。

その後、腰椎を固定する手術を受けたことで、ようやく、他の職員と同じ程度の作業ができるようになりました。ただし、今も、下肢に麻痺が残り、左足に力が入りません。そのため、左足を引きずるようにして歩くことになり、つまずくこともよくあります。つま先立ちをすることもできず、走ることもできません。座っているだけでも腰が痛み、夜寝ているときにも腰の痛みで目が覚めることがあります。今なお、何をするにしても不自由を感じ、辛い日々を送っています。

「腰部脊柱管狭窄症」と「腰椎すべり症」は通勤災害によって起こったものですから、公務災害の認定請求をしました。ところが、地方公務員災害補償基金は、急性症

状に限り通勤災害に該当するとし、腰椎を固定する手術は私の持病に対する治療であり、その後に残った後遺障害も通勤災害と因果関係がないという不当な判断をして、障害補償を認めませんでした。

私は、事故前に腰に負担や痛みを感じたことはまったくありませんでした。腰椎を固定する手術は、通勤災害に遭わなければ、する必要のなかった手術です。私が給食調理業務をするうえで必要不可欠な治療だったことは間違いありません。この治療やその後の後遺障害について、公務災害として認められなければ、安心して働くことはできません。

どうか、公正な判断をしていただきますようお願いいたします。」

仲間が安心して働ける環境を確保するためにも森岡さんは労組と力を合わせて戦い抜くと傍聴者の前で誓うのであった。

## 関西労働者安全センター LINE公式アカウントが できました！



今すぐ、友だち登録！



### ●安全衛生や労災職業病の情報発信

安全衛生や労災職業病に関する最新情報、機関誌「関西労災職業病」記事情報などの配信します

### ●LINEでの相談も可能

LINEで相談予約や相談もできます  
秘密厳守、無料

---

---

# 17年前の不支給決定を取消

相談者は80代の女性で、2006年10月に夫を悪性胸膜中皮腫で亡くしている。

被災者である夫は、愛水工業株式会社(大阪市北区)に在籍していたとき、上下水道建設工事に従事し、地下室等での石綿板、石綿セメント管の使用により石綿粉じんにはばく露したことにより中皮腫に罹患したのであった。

被災者の年金記録を見ると、この事業所に在籍していたのは1974年から1979年うちの5年7ヵ月である。しかし、愛水工業の登記簿を見ると、被災者は事業主であった。妻は夫の亡き後に労災請求をしたところ、監督署は石綿ばく露作業期間については所属していた上記期間について「上下水道の監督、工事において石綿セメント管を使用して加工、切断等の作業を行っていたと推認」したものの、登記簿上被災者は愛水工業の事業主であり特別加入もしていないことを確認し、他の事業所においては石綿ばく露作業が認められないとして、2007年8月に不支給処分を下した。

時を経て2022年3月、「アスベスト被害救済を打ち切るな!!全国一斉緊急ホットライン」に関する報道を見て、相談者は15年ぶりにアスベストと夫の死について考え直す機会を得た。そして本当に労災保険で救済されないのかとの疑問をホットラインにぶつけた。

第一に、愛水工業で労働者として石綿粉じんにはばく露した可能性はなかっただろうか。商業登記簿をもう一度確認すると、1974年の入社時はまだ代表取締役ではなかったのではないかという疑問が生じた。商業登記簿からは、1977年に取締役として重任登記されたことと、事業所を閉鎖した1984年12月の時点で代表取締役であったこと以外分らないのである。重任登記は、1977年以前から被災者が取締役に就いていることを示しても、いつから取締役だったのかまで分からないし、ましてや入社当初から役員だったとしても、代表者ではなかったかもしれない。昭和6年生まれの被災者は19歳で東京にある明電舎で働きはじめ、15年ほど働いたのちに短期間で2回転職し、その後愛水工業に就職している。社長として事業所に招聘されることもないとは言えないが、キャリアから考えるといきなり代表取締役として就職するのは不自然ではないだろうか。

次に、被災者が生前就労したことのあるすべての事業所のうち、被災者が不支給処分を受けた後に石綿関連疾患が確認された事業所があることが、処分の見直しの根拠にならないか考えてみた。同一事業所で他の労働者について業務上災害として認められたのだから、被災者の中皮腫も改めて認定されるべきである、と考えたのである。

具体的に状況を述べると、被災者は1950年2月1日から1957年10月11日まで、東京の明電舎大崎工場で働いていた。被災者の業務外の決定が下されたのち、この事業所から、石綿救済法に基づき中皮腫に罹患した元従業員が1名救済されていることがわかった。被災者が、認定された元従業員と同じ所属部署であるなど、同じように石綿にばく露する機会が認められれば労働者として働いていた時期に石綿ばく露作業に従事したことが原因で発症したといえる。17年前に労災請求をした際は、明電舎が労働基準監督署に提出した「石綿の使用状況に関する報告書」には、石綿使用状況について一切「不明」で記載されているし、石綿関連疾患については過去・現在とも「いない」と記載されているので、状況の変化が当時の決定見直しの根拠になると考えてみた。

最後に、他に所属事業場があったのではないかという疑問である。サラリーマンとして働いていた被災者は、明電舎を退職後2年3か月の年金記録上のブランクがある。また、愛水工業に就職する直前も3年間のブランクがあり、これらについて監督署は検討をしていない。もっとも、被災者の妻が被災者と一緒に暮らし始めたのは1980年前後である。被災者が愛水工業で社長であったことは知っているが、それ以前のことはまったく知らず、情報提供もできなかったのではないと思われる。

## 労働者期間の検討

最初にかかげた愛水工業での従業員期間の検討は、事業所関係者が一切つかめなかったため、当時の被災者の知り合いをたどることにした。そこで協力を得られたのが南区（現中央区）の飲食店経営者である。被災者をツケで吞ませていたため、集金のために愛水工業まで赴き、請求書や金銭のやりとりをしたと言う。被災者は入口のすぐ近くに机を構えており、奥に代表者の大きな机があり、被災者ではない別の人物が座っていたことを思い出してもらった。代表取締役がほかにいるのであれば、被災者は従業員であったと言える。その期間までは明らかにならなかったが、この飲食店経営者に陳述書を作成してもらい、愛水工業時代も労働者として働いていた時期があることを主張した。

2点目の明電舎における石綿ばく露については、同社の石綿健康被害が公表されたのは2008年、被災者に関する不支給決定の翌年である。救済法に基づく給付が中皮腫に関して行われたということが「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」からわかる。監督署の作成した作業歴情報によると、「昭和39年4月から約1年間、入社後に同工場で現場実習した際に絶縁材として使用されていた石綿含有製品を扱ったおそれのある労働者に関して、労災認定されている」となっているが、本件の被災者が同じように現場実習をしたのか定かではない。明電舎に残されていた資料からは、被災者が資材部運輸課、総務部で働いていたことが報告されており、被災者が工場で働いていたとまで言いきれない点が難であ

る。

上記2点は被災者が労働者として石綿にばく露したということ立証するには十分ではない。年金記録上の空白期間のうち、どこかで石綿ばく露をするような業務に就いていた時期はなかったのか、監督署も改めて調査を行った。

### 新たに見つかった就労期間

年金記録を改めて調べると、愛水工業退職後、株式会社モヤスターという事業所に就労していることがわかった。被災者には、「消えた年金記録」があったのである。わずか1か月ではあるが、厚生年金に加入していたことが判明したことから、労働者としての石綿ばく露期間をさぐる糸口ができた。妻は被災者がモヤスターなる会社で働いていたことをまったく知らなかったが、おそらく代表取締役として愛水工業の解散に向けて奔走しながら、別の事業所でも就労していたのであろう。モヤスターは、焼却炉を製造、設置を行う事業所のように、石綿糸や石綿板などを扱っていたもの

と推認された。

ただし、先にも述べたようにモヤスターにおける年金加入記録は1か月であり、このままでは中皮腫の認定基準で求められる1年間のばく露期間は認められない。この問題については、監督署が被災者の雇用保険被保険者記録を照会することで解消できた。株式会社モヤスターでの被保険者資格の得喪を確認したところ、2年11か月の被保険者期間が確認できたのである。公的記録から在職期間が確認できたため、17年ぶりに業務上と認定されることになった。

労災請求において不支給となった場合、審査請求期限を過ぎると対処する方法がないものと考えていたが、このように再調査が行われるケースもあり、「だいぶ前に不支給の決定を受けた」という相談であっても、まずは話を聴く必要がある。偶然このケースは、相談者が「労災の請求などしたこともない」と言ってくれたおかげで特別遺族給付請求を行う段に至ったが、はじめに不支給決定通知を持ってこられたら、諦めて帰ってもらおうとしたかもしれない。

## 全国労働安全衛生センター連絡会議 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8In1A>



検索





## 辺野古からの通信 ⑥ 宮崎 史朗（全港湾建設支部）

辺野古ゲート前の闘いは大きな変化はなく、毎日の座り込みが行われているように見えます。1日500台弱の工事車両、その多くはダンプ、しかもその6割が埋立用土の搬入。埋立が一応完了した辺野古地区へ積み上げています。大浦湾側の埋立用土のストックです。

11月13日、突如NHKが、辺野古崎で新規の埋立て、変更承認後（代執行後）では初めての埋立工事が始まったと報じました。

ここは、1月から搬入が始った栗石によって4月ごろまでに護岸で囲い込まれた弾薬装填場になるところです。6か月前から埋立は可能だったといえますし、変更承認が必要だった場所でもありません。地元2紙は明確に否定していますが、NHKは代執行により工事ができるようになったので土砂投入と報じています（写真は弾薬装



美謝川口を出ようとする土砂搬出のダンプ これが工所用ゲートから入ります

填場付近の上空から)。工事が急ピッチで進んでいるとアピールしたい素振りが見え見えです。

現場でみていると小さい事ですが気づきます。11月に入って、美謝川切替工事現場から発生した搬出土を新基地工事現場内へ搬入し始めました。また、11月12日から最大積載荷重20t超のトレーラ式ダンプが前後に10tダンプを従えて3台一組を作って搬出入を始めました。今のところ1日12セットほどのわずかな台数ですが、国道事務所の許可条件を確かめるなど超大車両による搬入に歯止めをかけたいと思います。



辺野古への移設工事 設計変更された区域で埋め立て始まる

米下院議員が会計検査院へ  
辺野古新基地建設で報告要請



10月下旬、吉川秀樹さん（O E J P：Okinawa Environmental Justice Project）がテント村集会で以下の報告をされました。

O E J Pはかねてから米国連邦議会軍事委員会メンバーに、辺野古新基地建設について状況と問題点を報告してきました。海底地盤が軟弱で大規模設計変更が必要であり、沖縄県知事は変更承認を拒否していること、軟弱地盤や環境破壊について検証し、この計画の撤回と普天間飛行場の閉鎖を要請しました。

日米両政府は沖縄県民と県知事の反対にも関わらず辺野古新基地建設を主張し昨年12月国交大臣が代執行し設計変更を承認しました。しかし、米軍や米議会で深刻な懸念が出ています。そして、24年6月下旬軍事委員会ジェームス・モイラン議員（グアム選出共和党、24年11月再選）が、米政府会計検査院（GAO）に軟弱な海底地盤や活断層に関連した問題について報告書を求める書簡を送りました。同書簡は、①同プロジェクト

の進捗状況の詳細な説明、②2024年1月以降に直面した課題、③現場周辺の海底状況と補強工事の詳細説明、④地盤補強工事が海兵隊の将来活動に影響するかどうか、

⑤海底地盤が不同沈下することで米国の長期的な維持費を増加させるかどうか、⑥断層が施設の構造安定性に影響するかどうか、⑦建設遅延や予算超過の関する評価、以上の要素を含む報告書を完成するよう要請する、というものです。

辺野古新基地建設が莫大な費用を投じても完成するかどうか、もし完成したとしても使う側（米軍—米国民）がその維持費に耐えられるのかと言った問題すら提起されているのです。野党が増えた日本の国会が、国民の税金の用途という観点からも追及、究明されることを期待しています。

## カジマヤーのお祝い

数え年97歳のお祝いをカジマヤーと言います。現在も週一回はゲート前で座込む沖縄市民会議の仲井間小夜子さんを、100人の仲間がメインゲート前テントに集い、三線やかぎやで風の踊りでお祝いしました。仲井間さんは10歳の時サイパン島に



カジマヤーの様子

行き、1943年口タ島に移住しました。翌年からの南洋諸島への激しい空襲、艦砲射撃に晒され大怪我を負いながらも生還されました。教員退職後も平和ガイドとして活動を続けておられます。辺野古新基地建設強行に対して、地元の沖縄市民会議に参加され抗議行動を続けてこられました。元気なおばあと一緒に闘う参加者は、今後もさらに頑張る決意を新たにしました。

前号でも同じ書出しがありますが、11月15日琉球新報の一面見出しを紹介しします。

トップ記事 「米軍ヘリ国頭で不時着」

「普天間UH1 飛行中に警告灯」

トップ下の記事 「オスプレイ奄美に緊急着陸 普天間所属、負傷者なし」

沖縄の地元紙ならではの見過ごさないで欲しいと思います。一日に2件もこんな事件があるなど、沖縄への構造的差別の発現そのものだと思うからです。

不時着した場所は、観光地でもある辺戸岬公園の近くで、国道58号線のすぐ横の

牧草地です。月並みな言い方ですが、ほんの少し位置が違えば大惨事は免れません。米軍が規制線を張り外周を沖縄県警が規制し、国道も通行止めになりました。約20時間後に離陸しましたが勿論米軍からの説明はありません。


奄美空港への緊急着陸は予防措置だったというのです。屋久島沖の墜落事故（8名全員死亡）は23年11月29日でした。この大事故の1年も経たない時点での、しかもすぐ近くと言っていていいところでの事故です。飛行を直ちにやめてオスプレイを撤去するよう求めます。

日当発言の島耕作にも一言。4、5年前、地元ヘリ基地反対協の共同代表から、生活大丈夫と心配の言葉を掛けてもらいました。当り前に質素な生活ですが、労働組合や地域の仲間、家族からカンパも貰っており、蓄えも大して取り崩さずやれてますよと答えた記憶があります。島さんも私を取材したら良かったと思うんですが。(11/17記)

## 阪神・淡路大震災から30年

# 災害とアスベストを考えるシンポジウム

**2025. 1.12 (日)**  
13:00-16:30(開場 12:30)  
三宮研修センター 7階  
<参加無料>



主催：災害とアスベスト-阪神淡路30年プロジェクト  
連絡先 NPO 法人ひょうご労働安全衛生センター  
〒650-0026 神戸市中央区古湊通 1-2-5DAIEI ビル  
3階 TEL 078-382-2118 FAX 078-382-2124


**第1部 検証-阪神・淡路大震災とアスベスト**

- ◆阪神・淡路大震災から考える能登半島地震の被災地の現状とアスベスト/中地 重晴氏 熊本学園大学 社会福祉学部
- ◆阪神・淡路大震災におけるアスベスト飛散の実態/上田 進久氏 NPO 法人ストップ・ザ・アスベスト/兵庫県保険医協会
- ◆被災地で活動するボランティアとアスベスト/南 慎二郎氏 立命館大学 政策科学部

**第2部 語り継ぐ震災とアスベスト**

- ◆終わりになきアスベスト災害-阪神・淡路大震災の教訓/宮本 憲一氏 大阪市立大学名誉教授/滋賀大学元学長
- ◆阪神・淡路大震災時のガレキ処理と労働者/原口 剛氏 神戸大学大学院 人文学研究科
- ◆報告 語り継ぐ震災とアスベスト

←お申込みはこちらから(12/27 締め切り)



# 韓国からの ニュース

## ■農民「5日に一人」死亡はなぜ？農業機械事故の死傷者、5年間で4593人

先月30日、全羅南道海南郡のある田圃で、50代の農夫が耕運機にひかれた。病院に運ばれたが、亡くなった。一人で耕運機を使って作業していて事故に遭ったという。

本格的な収穫シーズンの農村で、農業機械による死亡事故が続いている。2018年からの5年間、全国の農村では4500人を超える農民が、農機事故で死んだり負傷したと集計された。

農村振興庁から提出された資料によれば、2018年から2022年までに、全国で農業機械事故で398人が死亡した。5年間で、平均5日に一人の割合で農業機械による死亡事故が発生しているわけだ。

同期間に農村で発生した農業機械による事故は5907件に上る。農業機械による事故は毎年1000件以上発生している。2018年1057件、2021年1121件、2020年1269件、2021年1076件が発生した。2022年には1384件の事故が発生し、前年より29%も増加した。

農業機械の事故では、挟まりが35.5%で最多、続いて転覆・転倒28%、交通事故20%、転倒・転落7%の順だった。

事故は高齢者の多い地域に集中した。人手が足りない農村で、高齢者が一人で作業に出て被害に遭うことが多いためと分析される農業機械の事故が最も頻繁に発生した地域は、慶尚北道の1487件、慶尚南道の1003件、全羅南道の697件の順だった。2024年

10月2日 京郷新聞 カン・ヒョンソク記者

## ■「指切断事故が起きたらこうして」／キャンペーンを始めた大学生たち

製造業の労働者たちが頻繁に遭う指切断の労災事故に、応急処置の重要性を知らせようと大学生たちが乗り出した。

キム・スヨン（同徳女子大）、ソン・ドヨン（漢陽大）、イ・ヒチャン（弘益大）、チョン・ソンチェ（カトリック大）さんで構成された「両手を守る手袋チーム」は、今月31日まで、指切断応急処置方法などを広報する。現場の労働者が仕事をするときにいつも持っている手袋の表面に、切断事故の応急処置法を印刷した。事故が発生した時に必要な救急用具と切断事故の時の応急処置の手順を記録したマニュアルも準備した。希望する労働者はホームページ（[theguardiangloves.com](http://theguardiangloves.com)）で申し込むことができる。

企画チームは、広告会社のHSアドが主催する、大学生対象の公募展（HSAD37回ヤングクリエイターズコンペティション）のために今回のキャンペーンを準備した。提出した企画が本選に進出し、HSアドから実行費300万ウォンを支援され、キャンペーン用品を製作した。



両手守り手袋・応急キット・マニュアル



キャンペーンを総括したソン・ドユン(28)さんは「大学入学前に慶南・昌原のエアコン室外機の工場です仕事をしていた時、近く工場です指切断事故が起った。」「公募展を準備して、現場労働者に対して行ったアンケート調査でも、応急処置法を憶えにくいという答が多く、今回の企画を準備した」と話した。チームは産業安全保健基準に関する規則(安全保健規則)82条によって事業主が備えるべき救急用品に、切断事故に関する応急処置用品がないことにも注目した。2024年10月7日 毎日労働ニュース チョン・ソヒ記者

#### ■緑色病院、全泰壺医療センターの基金調達バザーを終了

新型コロナウイルス感染症で中断されていた緑色病院のバザーが、5年振りに再開された。

緑色病院は11日、病院の前庭とカササギ公園で「十匙一飯バザー」を盛況の内に行ったと明らかにした。緑色病院バザー会は、脆弱階層の医療支援のために、2003年の開院当時から毎年行われてきたが、2020年から昨年まで、新型コロナウイルス感染症によって開催できなかったが、今年再開した。

今回のバザーの販売収益金は、脆弱階層の医療支援だけでなく、2027年下半年に完工予定の全泰壺医療センターの建設基金に使われる。任祥赫病院長は「ご飯10匙が集まって一杯になるように、バザーのために一つ二つの匙を送ってこられた多くの方々のおかげで、盛況の内に終えることができた。」「収益金の全額を、脆弱階層の治療と全泰壺医療センターの建設に使用し、「十匙一飯」の真の意味を具現する計画だ」と明らかにした。2024年10月14日 毎日労働ニュース オ・ゴウン記者

#### ■半導体労働者「副腎がん」、初の労災認定

半導体労働者の副腎がんを業務上疾病と認定する初めての判決が出た。

ソウル行政裁判所が、Aさんが勤労福祉公団に提起した療養不支給処分取り消し訴訟で、原告勝訴判決を行った。

Aさんは2000年11月から、ハイニックス清州工場(現キーファウンドリー)でエンジニアとして働き始め、半導体ウェハー製造の細部工程の一つである蒸着(薄膜)工程の装備の維持・補修を担当した。Aさんは該当工程の装備・設備に有害物質の液体ガスを投入したり、直接匂いを嗅いでガス漏れの有無を確認する作業をした。また、設備洗浄のために、部品をフッ酸(HF)水槽に入れてから抜いて、各種の有機溶剤で設備を磨く作業も行った。Aさんの勤務空間のクリーンルームは、半導体の製造過程に発生した有害物質が直ぐにクリーンルームの外部に排出されない構造になっている。

Aさんは37歳だった2020年3月、副腎がんの診断を受けた後、翌年、勤労福祉公団に労災を申請した。勤労福祉公団は、Aさんが業務中にばく露した各種物質と副腎がんの間の関連性を認められる客観的な根拠が確認されないとして、認定しなかったため、勤労福祉公団に対して行政訴訟を提起した。

裁判所は勤労福祉公団の労災不支給処分は不当だと判断した。裁判所は「副腎がんがAさんが扱った有害物質によって始まる可能性があるということが、医学的・科学的には未だ明らかになっていないが、Aさんが扱った有害物質の種類が非常に多く、有害物質にばく露する環境で長期間勤務した後、一般的な場合より遙かに早い時期に副腎がんに罹ることになった」とした。続いて「他に副腎がん

の原因になるような遺伝子の変異や家族歴もない上に、副腎がんと有害物質が無関係だということもやはり、医学的・科学的に明確に証明されたものでなければ、副腎がんと有害物質の間の相当因果関係を簡単に否定することは難しい」とした。2024年10月29日 京郷新聞 キム・ジファン 記者

### ■サムソン半導体の下請け労働者の自己免疫疾患、労災認定

サムソン半導体の製造工程に使われるスクラバー（有害ガス浄化装備）設備の維持・補修業務をしていた下請け労働者に発生した自己免疫疾患が、業務上疾病という判決が出た。

ソウル行政裁判所が17日、Aさん（31）が勤労福祉公団に提起した療養不支給処分取り消し訴訟で、原告勝訴判決を行ったことが確認された。

Aさんは2017年7月から2020年5月まで、スクラバーなどを生産するユニセムに所属し、サムソン電子華城工場でスクラバー設備の維持・補修を担当した。彼は仕事を始めて1年6ヶ月後の2019年1月から、皮膚炎、脱毛、気絶、妄想などの症状を経験し、2020年7月に、最終的に「全身紅斑性ループス（全身性エリテマトーデス）」という自己免疫疾患と診断された。

Aさんは「スクラバーの維持・補修業務を遂行中に、狭い作業空間などによって保護具が外れることが多く、有害化学物質に頻繁にばく露し、肉体的・精神的なストレスが累積して発病した」として、勤労福祉公団に労災申請をした。勤労福祉公団は2021年9月に、スクラバー設備の維持・補修作業時に見付けられるガラスケイ酸は、毒性が低い非決定型と確認されるとして、申請を受け容れなかった。これに対してAさんは行政訴訟を提起し

た。

裁判所は勤労福祉公団の不承認処分は不当だと判断した。「産業安全保健研究院の疫学調査によると、国内研究の結果、スクラバー設備の維持・補修作業時にガラスケイ酸が発見された。ほとんどが非結晶型ではあるが、結晶型ガラスケイ酸が含まれている可能性も排除できない」とし、「その上、毒性の低い非結晶型といっても、高い投与量では毒性が報告されている」とした。続けて「整理すれば、有害物質へのばく露量がどの程度だったのかとは別に、Aさんが扱った設備、作業方法、作業環境に照らしてみる時、Aさんが有害物質にばく露されたという事実は否定し難い」とした。

裁判所はまた「サムソン電子傘下の別の工場勤労者たちに対する業務上疾病判定書によれば、半導体の製造工程の勤労者たちに、全身性エリテマトーデスが発病したことが確認される」とした。

Aさんは「パノリム」を通じて「勤労福祉公団は、先端産業の特殊性を口実に勤労者たちの健康を無視せず、社会的な責任と安全網を提供しなければならない」と表明した。2024年10月29日 京郷新聞 キム・ジファン 記者

### ■サムソン電子、化学火傷事故の「手続き不良」を「労働者の不注意」と報告

全国サムソン電子労働組合と事故にあった職員の説明を総合すると、6月5日にサムソン電子華城事業場の「中央化学物質供給装置」（CCSS）の遊休設備を撤去する過程で、配管に残っていた液体が協力業者の労働者Aさんの顔と首にかかる事故が発生した。撤去作業の前に配管に残っている化学物質を、安全のために水で流す「中性化」作業を行ったが、



中性化ができていない物質が飛び散り、事故が発生した。Aさんは全治三週間の化学火傷を負って治療を受けた。

サムソン電子は事故原因を「設備の撤去作業の監督中に、中性化が完了した配管内の凝縮水との接触」を原因とし、「撤去作業者の不注意」と書いた。事故の根本原因である「中性化不足」を除いたまま「中性化完了」と表現し、「作業者の不注意」に責任を転嫁したのだ。

しかし、7月初めに最高安全保健責任者(CSO)に報告された事故原因と再発防止対策は、労働部への報告内容とは違っていた。サムソン電子「環境安全革新会議」は、作業前の中性化検証の不足などを事故原因と判断し、「完璧な中性化」と「撤去作業手続き補完」を対策として報告していた。事故原因を「不良な作業手続き」と判断したわけだ。

サムソン電子の労災縮小の報告内容は、Aさんが情報公開請求等によって、会社が労働部などに提出した文書を確認する過程で明らかになった。その上、サムソン電子は化学物質管理法に伴う化学事故申告もしなかったが、Aさんが指摘した後の8日になって、漢江流域環境庁に申告したことが確認された。

Aさんは先月から災害調査票の内容を正して欲しいと会社に要求したが、受け容れられなかったと主張した。彼は「会社に問題提起をすると、『後になって問題にする』と管理者たちが私を追及した」として、「これによってパニック障害の症状が再発し、治療を受けている」と話した。

これに対してサムソン電子の関係者は「事故を縮小報告しようとする意図はなかった。」「災害調査票の内容修正は現在検討中」と話した。2024年10月30日 ハンギョレ新聞  
パク・テウ記者



### ■安全運賃制廃止2年／貨物労働者「半額運賃に過労・過速を憂慮」

41年目のコンテナ貨物運転手のパク・チョリさん(65)は11日、国会議事堂前で同僚の99人と一緒に頭髪を剃った。2022年12月に期限切れとなった安全運賃制の再立法を要求するためだ。2年前にも安全運賃制の拡大適用を主張して剃髪したパク・チョリさんは「安全運賃制の3年間、それでも生き甲斐があったが、廃止以後に運賃が削られ、再び借金だけが増えている。」「2年前にも、妻が泣きながら止めたが、また剃髪するしかなかった」と話した。彼は「子供に借金を残さずに去るのが願い」と涙を見せた。

公共運輸労組貨物連帯本部(貨物連帯)は、2022年末に期限切れとなった安全運賃制の再立法を国会に要求し、11日の剃髪と国会前の座り込みを始め、二泊三日の上京闘争を行った。貨物連帯は、△安全運賃制の恒久的再導入、△安全運賃制の適用品目・車種の拡大、△安全運賃の具体的な現場適用のための法的根拠作り、などを主張している。

貨物運送市場は、主に大企業の荷主が運輸会社に貨物運送を委託すれば、貨物運転手が運輸会社から仕事を受けて、自分の貨物車で運送する構造だ。運賃は事実上荷主が決めるが、最低価格入札と多段階の契約などを経れ

ば、貨物運転手が実際に手にする金額は減ることになる。これに対し、適正運賃を法によって保障すれば、収入を埋めようと過積載・過速・過労に追い込まれてきた貨物運転手と、道路の安全を守ることができるという趣旨で、貨物自動車運輸事業法（貨物運輸法）の改正によって、安全運賃制は2020年1月から3年の期限で施行された。しかし、尹錫悦政府になって「安全運賃制の効果が検証されなかった」として廃止に転じ、これに対して貨物連帯は、2022年に二回のストライキを闘ったが、政府の「業務開始命令」などの強硬対応によって、安全運賃制はその年に期限切れとなった。

韓国安全運賃研究団のペク・ドウジュ団長は、この日行われた安全運賃制に関する国会討論会で「安全運賃制を再立法して施行すれば、貨物労働者の労働環境が改善されるだけでなく、中・長期的に安全事故の危険を継続的に減らすことができる」と主張した。

安全運賃制の再立法議論は13日、国会・国土交通委員会で本格的に始まる見通しだ。「共に民主党」は安全運賃制の再導入を内容とする「貨物運輸法改正案」を党論としている。一方、与党の「国民の力」は、荷主と運送会社の間で運賃を強制せず、ガイドラインを提示する「標準運賃制」の導入を主張している。2024年11月11日 ハンギョレ新聞 キム・ヘジョン記者

### ■現代自動車蔚山工場の「チェンバー」はどんなところ／「とんでもない事故」

現代自動車蔚山工場で19日に、車のテストをしていた研究員3人が死亡する事故が発生してから一日が過ぎたが、現代自動車は事故当時に安全装置が作動したかどうかも把握できていない。

今回の事故は「チェンバー」で室内走行テストをしていたところ、排気ガスが外部に排出されずに発生したものと推定されるが、自動車専門家と業界は異例の事故と見ている。

チェンバーは密閉された空間や部屋を意味する。産業分野では製品と材料テストの時に使われる空間を意味する。自動車業界では、チェンバー内部の温度を摂氏40度から氷点下30度まで、目的に応じて調節したり、湿度・振動・高度などを変えて、様々な条件で車両の性能を確認する。特に、ローラーに車を乗せて、その場で走行させ、排気ガスがきちんと排出されるかを重点的に点検する。

今回事故が発生したチェンバーは、現代自動車のスポーツ用多目的車（SUV）GV80の走行テストとアイドリングテストが行われていたという。現代自動車の労組と業界は、テスト中に発生した排気ガスが外部に排出されず、事故が起きたと見ている。

韓国交通安全公団によると、公団で使用中のチェンバー内部には、自動車の排出ガスから出る有害物質を感知するセンサーがある。通常、排気ガスを外部に排出しなければならないが、問題が生じてガスの濃度が一定数値を超えると警告音が鳴り、作業者に知らせ、強制排出するように設計されている。

ただ、チェンバーに研究員3人が入ったこと、チェンバーの内部をモニタリングしたのかなどが、調べる事案として取り上げられている。

現代自動車は事故現場内の安全装置の有無と作動の有無などについて「確認中」と話した。2024年11月20日 京郷新聞 イ・ジンジュ記者  
(翻訳：中村猛)



# 前線から

## 荷崩れ事故で建設技能実習生が骨折

大阪

技能実習生のタマさんはちょっと不思議な雰囲気をもった人物で、結構な頻度でどこか別の世界に気持ちが飛んで行ってしまうような、周りからも少し浮いたところがある若者である。もっとも会社でもプライベートでもいじめられることもなく、本人に言わせると誰とも仲良くやっていたという。職種は鳶で、足場の組立・解体がおもな仕事であった。

2024年6月、建設現場から足場材を運んで帰る途中、トラックに積まれた資材が走行中にトラックから転がり落ちそうになった。日本人の同僚とふたりで直そうとしたが、力及ばず資材が落下、右足を強く打ち、距骨を骨折した。事業所の記載した事故発生状況によると、「現場の帰り道、材料をトラックに積んで走っていたら、材料が崩れそうになったため、トラックを

止めてロープをしめなおそうとしてロープを外した際、材料が足に当たって骨折した」というものである。タマさんは、足場材の踏み板の位置が荷台後方ではなく真ん中に配置されるべきだったと1cm×1cm程度の絵を描きながら解説してくれるが、事故の概要を見ても実際に積み荷が荷崩れするような積み方をしてしまったことには違いない。

足場材をトラックに搭載することに関しては、積み込み時の安全対策について昨年10月から強化され、2トン以上のトラックについても昇降設備の設置およびヘルメットの着用が義務付けられたが、このような事故を防ぐためには荷崩れしない正しい積み方も習得しておかなくてはならない。足場会社のウェブサイトをいくつか覗いてみるといずれのサイトにも安全な運搬方法が紹介されてお

り、①荷台の中心に重心が来るように積むこと、②左右に重量が均等にかかるようにバランスを取ること、③隙間を埋める等、走行中にずれないようにすること、と記載されている。また、荷台ロープの締め方も紹介されており、これらをひっくめて紹介する動画も多くみられる。

崩れたのは1度だが、タマさんによると、その日荷崩れる前にも1度停車して荷台ロープを締め直していたそうである。2回も締め直す機会があったということは、それだけ荷台が不安定だったにちがいない。タマさんをよく知る人々は、「彼が積み直しの手伝いじゃないですか。きっと明後日の方向を向いていたのでしょーう」と言うが、積み方に問題があるのだから、本人の言うように崩れないよう支えていようと、他人の言うようにトラックの側でぼんやりしていようと、発生してはならない事故の被害者であり、正当な補償を受けなくてはならない。

症状固定までリハビリテーションを処方してくれた主治医によると、骨折部

位は歩行にそれほど影響を与えるものではないということだが、MRI 画像を見せてもらおうと原型をとどめていないほどいびつな形で癒合している。タマさん自身も未だに疼痛を抱えて足を引きずりながら歩いてお

り、鳶として技能実習を満了することはとうに諦めた。今後どうしていこうかと、障害補償給付の決定を待ちながら、日本語検定試験の教本を開いたり、国の家族と電話をしたりしながらなんとなく考えている。

事もしていたとのことだ。

実は、A さんは、もともと足が悪く、この施設への就職時点で、股関節に症状が出ており、1 時間以上歩くと股関節が痛くなっていた。そのことを承知で雇ってもらっており、それで現場仕事を控えめにしていたのだが、今回、力仕事と歩き回る仕事が増えて、常時股関節が痛む状態になった。

なので、意見書を書く際、股関節の症状が悪化していることと、2022 年 12 月以前と以後で業務量がかわっていることを強調して書き、2023 年 4 月に労災の休業補償と療養補償を請求したのだが、2024 年 10 月、不支給の決定が出てしまった。災害の事実と傷病、業務の間に相当因果関係が認められなかったとのことである。2024 年 11 月現在、労災の調査に関する文書の開示請求をしている状態だ。

今回不支給になった理由は、詳細には開示文書が出てからだが、おそらく、業務としては重量物を運ぶ等の負荷が軽いと判断されたことと、股関節障害の既往症があったこと、周りの者

## 介護業務による股関節障害が労災不認定に

### 大阪

2024 年 3 月末、ある女性（A さんとする）から、関西労働者安全センターに相談の電話があった。彼女は、介護老人保健施設にケアマネージャーとして勤めていて（相談当時は就労中、2024 年 11 月現在は辞めている）、その施設での業務で股関節を悪くして手術することになったから、労災を請求しようとしている、相談に乗ってほしいということだった。

事情を聞いてみると、2021 年に施設にケアマネージャーとして就職し、現場での肉体労働はそこそこに、介護計画等の事務仕事や入居者の家族との対応を行っていた。しかし、2022 年 12 月頃から、辞

めるフロアスタッフが相次いだため、現場の人員が足りなくなり、現場仕事の割合が増加し、股関節を悪くしたということだった。具体的には、入居者を部屋からお風呂まで連れていく入浴誘導が、元々週 1 回程度だったのがほぼ毎日になり、担当する人数も 1.5 倍ぐらいに増えた、食事配膳も週 2、3 回だったのがほぼ毎日になった。さらに、人員が減っているにもかかわらず、コーヒー提供というサービスが 2024 年 1 月から始まり、その担当にされたことで、毎日決められた時間に、希望者を居室から大フロアまで連れてきて、コーヒー提供後、元の部屋に送り届けるという仕



は股関節障害を起こしていないこと（腰痛はある）などだろう。それについては審査請求するならおおいおい反論を考えていくとして、今回の請求でちょっと納得がいかないのは、Aさんへの聞き取り調査が無かったことだ。請求してから2ヶ月ぐらいたった2024年6月ごろ、Aさんが聞き取り調査されていないということだったので、労基署にやらないのか聞いた時、提出

した書類がしっかりしているからやらないかもしれないと言われ、結局なしのままだった。それで認定になるのなら決定も早くなるし良いのだが、不認定になったわけである。災害にあった人を、少しでも救い上げようという気概をもって、不認定になりそうなら、業務の状況を本人から直接聞いてみようという風を考えてほしいものだ。

松下電器産業（現パナソニック）には1959年入社、当初は門真本社でスピーカーの制作に携わり、2年後に松下電子部品コンデンサ事業部・門真本社に異動、その後30歳ぐらいの時、松下電子部品コンデンサ事業部・宇治工場に異動、2000年60歳で定年退職した。その間、被災者はアスベストにはく露した記憶はないと言っていたが、たぶん被災者が石綿を認識せず、知らなかったのだと思う。コンデンサの修理・設置・メンテナンスで出張に出る機会が多くあり、また、修理・設置・メンテナンスでは、点検や掃除のため、機械内部や天井裏に上がっていた。その際、吹き付けられた石綿があった様に記憶しているとのことであった。同時に厚生年金の履歴、その他、関係資料の取り寄せと会社の連絡先を伺ってその日は帰阪した。

数日後、パナソニック宇治工場に連絡を入れ、面談を申し入れようとした際、会社側はまず被災者が在籍していたかの確認を行いたいとのことで、氏名・住所等を教えて返事を待つこととした。数日後、担当者か

## 大手家電メーカーの石綿ばく露被害

京 都

2024年7月の中皮腫ZOOMサロンで、中皮腫サポートキャラバン隊事務局の松島恵一さんより、関西地方の方からあった石綿被害相談について、関西労働者安全センターでの対応を依頼された。連絡先を伺って電話をすると、被災者の長女に繋がることができ、状況を伺った。2023年12月に、父親が息苦しい等の体調不調を訴えて、枚方市にある関西医科大学付属病院を受診したが中々病名が分からず、色々と検

査を行い2024年7月に胸膜悪性中皮腫と確定診断された。高齢であるため手術はできず、抗がん剤治療するとのことだった。職業を伺うと、松下電子部品コンデンサ事業部（現パナソニック）で、コンデンサのチップの作成と設置を行っていたとのことであった。さらに詳しく話を伺うため、8月11日に被災者宅を訪問した。すでに概要を記載したメモをいただいていたので、その内容に沿って詳細を伺った。



ら連絡が入り、同じ苗字の方はおられるが、名が違っているとの報告を受け、長女に確認すると、父親は自分の名が嫌いだったため、愛称に変え、入社当時に会社に愛称を報告していた。会社に再度連絡して説明すると本人であることが確認された。長女と連絡を取り、会社と面談の為のアポイントを取ってくれるように依頼した。その後、10月18日午後3時より面談することとなった。

10月18日、会社に説明を求めため、被災者本人と長女の3人でパナソニック宇治工場に向かった。会社は当時の資料を基に、就労していたことは確認できたが、石綿等を扱った記録は無いとのことであった。会社の担当者自身が40歳代で被災者本人が就労していた年代が違うこともあって具体的なことは不明であるとの回答であった。その日は会社から退職証明書を受領し帰阪した。

その後、状況を整理すること、病名は胸膜悪性中皮腫であるため、そのプロセス、石綿にばく露した経緯をはっきりさせるため、再度被災者から話を聞くべく

11月13日被災者宅を訪ねることになった。40年程前のことであって記憶が曖昧な部分があるが、コンデンサの設置場所やメンテナンスの際の周りの職場・作業環境聞き取り、コンデンサの設置や点検整備を行っ

た各途方の工場内の建屋・周辺の機械周りには吹き付けられた石綿があったと記憶していた。これらの報告を受けて、内容を整理しまとめ、労災申請の準備をすすめることとした。(つづく 事務局 林繁行)

## 低額給付基礎日額の取消 審査請求で口頭意見陳述

大阪

2024年8月26日大阪労働局別館5階会議室において、遺族補償給付及び葬祭料の低額な給付決定を取り消しさせるための審査請求で、口頭陳述が行われた。出席者は、審査請求代理人である関西労働者安全センター事務局の片岡・林、原処分庁である大阪南労働基準監督署統括職業病認定調査官の宮風氏、労働者災害補償保険審査官の西山氏・木村氏の5名であった。請求人から出された質問状に対して原処分庁からの回答を求めた。冒頭、原処分を行った大阪南労働基準監督署の労災課長と担当者及び原処分に係る調査官・深田氏が出席していないことの説明を求めた。

審査官の回答は、深田氏は、大阪労働局高度労災補償調査センターの非常勤職員である。宮風氏は、大阪労働局と大阪南労働基準監督署を併任している。原処分庁の大阪南労働基準監督署・労災課長、担当官、調査官・深田氏は異動のため出席していない。とのことであった。

原処分庁は、使用者による支払賃金額記録いわゆる賃金台帳がないことで、調査官・深田氏は、請求人に対して調査の同意書を取り、職権で同意に基づく職権調査として吹田年金事務所より被保険者記録照会回答票及び被保険者記録照会回答用資格画面の2葉を入手し、その事と標準報酬

月額に基づいて平均賃金を算出するということをその意味や内容を教示することなく請求人に平均賃金を決定した。調査官、高度労災補償調査センター、原処分庁である大阪南労働基準監督署はすべて被災者の標準報酬月額 59,000 円並びに日額が 3,952 円という低額に対してなんの疑問抱かず、その上、算定賃金、平均賃金算定の重要性に鑑みれば、取り扱いを記載した平成 22 年 4 月 12 日基監発 0412 第 1 号、改正基監発 1221 第 1 号、令和 5 年 12 月 22 日の全文を明記し、手渡し、説明し、請求人が該当資料を提出するときは、その該当資料に基づいた場合に算出されるであろう平均賃金額はどのようになるかを示すことが肝要であると考えられるところであるが、原処分において深田氏は、原処分庁が請求人に行った教示について、これを実施したとの事実はあるのか。この質問に対して、原処分庁の宮風氏は、標準報酬月額に基づいて平均賃金を算定するという方法、その取扱いの承認を得たという経過は確認できない。この金額に基づいて算

定するというような伝え方は確認できていない、との回答であった。

統計調査・統計賃金という方法もありながら通達も熟読せず、請求人に支給決定通知書を交付した。

2023 年 8 月 30 日、原処分庁・大阪南労働基準監督署より支給決定通知書が届いたと連絡を受け代理人は、建設アスベスト救済基金の説明もあったので、請求人に当センター事務所に来所するように依頼した。

同年 10 月 4 日付決定通知書を見ると、遺族補償年金の給付基礎日額が 3,952 円とあまりに低額のため、原処分庁・大阪南労働基準監督署に連絡を入れその理

由について、説明を受けることとした。

同年 10 月 31 日原処分庁・大阪南労働基準監督署、担当者より説明を受けたが、どうも的を射ていなかった。労災課長も出てきて、手続きに沿って決定をしたもので、「不服があるのなら審査請求を行ってくれ」の一点ばりで、まったく経緯の説明をしようとして、怠慢としか言えず、納得できないまま労基署あとにした。

以上の結果から審査請求に踏み切ったのであったが、今回の口頭陳述では、改めてズサンな平均賃金決定が行われたことが明らかになった。

## 過労死等防止対策推シンプ ジウム 2024 過労死防止大阪センター

大阪

11 月の過労死防止啓発月間に行われる「過労死防止対策推進シンポジウム」が今年も、梅田のコングレッションセンターにて 11 月 18 日に開催され、181 人の参加者があった。過労死防止大阪センターは

設立以来、大阪労働局とともにシンポジウムの内容を企画してきた。

今回のシンポジウムの前半は、大阪労働局から過労死防止対策の取り組み報告、3 年ごとに改定が行われる「過労死等の防止のた

めの対策に関する大綱（過労死防止大綱）」の今年の改正点について、過労死等防止対策推進全国センターの事務局長である岩城穰弁護士との解説があった。

大阪労働局の取り組みとしては、大阪府との「ノー残業デー」の取り組みや、時間外労働の上限規制について、自動車運転者、建設業、医師への周知、運送業については「荷主特別対策チーム」で荷主へ働きかけを行っていることなどを紹介した。

過労死防止大綱の改定では、時間外労働上限規制が全面適用となり、規制の遵守、指導の強化、またフリーランス等個人事業主の安全衛生対策の推進も盛り込まれた。調査・分析においても、芸術・芸能分野を重点業種に追加し、ハラス

メント対策についても把握する。また新たに、カスタマーハラスメント対策を支援するとした。

休憩を挟んで後半は、池内裕美関西大学教授による基調講演「カスタマーハラスメントの現状と課題」だった。

今年は、カスタマーハラスメント対策が注目され、自治体で防止対策条例を制定したり、厚生労働省も防止対策を検討中である。

池内教授は、社会心理学者として悪質クレームを分析、その上で苦情対応の課題などを分かりやすく示した。クレームには、正当なクレームかつ手段が正当な場合の他に、正当な内容でも手段が不当、手段が正当でも内容が不当なクレーム、不当な内容かつ不当な手段の4パターンが有り、

内容が正当かつ正当な手段でのクレーム以外は、カスタハラとして対応するものとの分類をし、事例でこの4パターンを分かりやすく説明し

た。クレーマーの特徴やカスタハラ増加の社会的背景については、消費者意識の向上、スマホやSNSで苦情を訴えやすくなり承認欲求形クレームが増えた、過剰なサービスによる過剰な期待、社会全体の疲労と怒りの沸点の低下などが影響しているとした。そして、苦情対応で相手をエスカレートさせないための注意点や、対応方法も説明した。クレーマーの心理の話は興味深く、対応についてもシンポジウムに参加した企業担当者は、大いに参考になったと思う。

最後は、それぞれ息子さんを過労自死で亡くした遺族2人が登壇し、二度とこのようなことが起こってほしくないという気持ちを訴えた。



池内裕美氏



# 10月の新聞記事から

**10/1** NHKは、過去3年間で長時間労働による労災認定を受けた事案が2件発生し、東京労働局から行政指導を4月に受けていたと発表した。職員の健康状態の把握や勤務時間の管理を強化し、長時間労働を抑制する改善計画を9月30日労働局に提出した。

**10/2** ジブラルタル生命保険会社元従業員が同僚からハラスメント被害を受けてうつ病などを発症し退職させられたとして、会社に損害賠償と地位確認を請求する訴訟をおこした。元従業員は配属されたチームで上司から「おかま」などと呼ばれ、別の上司からも日常的に叱責され、不安障害等を発症、2022年4月抑うつ状態・適応障害・フラッシュバック症状で休職後23年11月休職期間満了で退職となった。

陸上自衛隊西部方面隊(熊本市)の男性陸士長(22)が長崎県内の教育隊に派遣中の2015年10月に自殺したのは、教官からのパワハラにより適応障害を発症したためとして、両親が国などに計約8100万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、福岡高裁は指導と自死との間には因果関係があると認め、国に220万円の賠償を命じた1審熊本地裁判決を変更し、賠償額を6722万円に増額した。

**10/3** 指導教授らからのハラスメントで不当な地位に置かれ、教育研究活動の妨害を受けたなどとして、三重大学院の女性准教授が大学側に約4000万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は棄却した一審津地裁判決を変更し、大学側に110万円の支払いを命じた。

**10/4** 東京都のカスハラ防止に向けた条例が、都議会定例会で可決、成立した。来年4月に施行する。客が従業員らに理不尽な要求をするカスハラを禁じる条例は全国で初めて。罰則はない。

**10/8** パワハラを訴え虚偽告訴容疑で逮捕され不起訴となった海上自衛隊の自衛官ら2人が、逮捕などを組織内のサイトに公開されプライバシーを侵害されたとして、220万円の国家賠償を求める訴訟を横浜地裁に起こした。提訴は4日付。2人は40代男性自衛官と、自衛隊横須賀病院に勤務していた元自衛官の20代男性。自衛隊の捜査機関である警務隊に逮捕されたのは違法だとして別の訴訟も起こしている。

**10/11** ベンチャーキャピタルのジャフコの元契約社員女性が受けたセクハラ被害について、代理人弁護士が記者会見した。女性は、同じプロジェクトで働く男性社員2人からセクハラ発言をうけ、忘年会でマフラーで首を絞められ胸を触られた。会社は2人を出勤停止等の処分にした。その後、女性は過重労働が続き、執行役員から退職勧奨を受け、それまでの半分の賃金での契約を提示され、急性ストレス性胃炎を発症し、路上で倒れ休職。雇い止めにあった。会社は安全配慮義務違反の損害賠償や地位確認を否定。雇い止めではないとし、謝罪もしなかった。

**10/18** 元公務員らが集まり、公務員を辞めて新しい人生を模索したい人をサポートするオンラインサロン「あつまれ!脱公務員の社」を立ち上げた。セミナーや相談、交流の場を提供する。

**10/22** 2020年、甲府市役所の職員が職場で自殺したのは、長時間の勤務につかされ、健康に注意する義

務を怠ったことが原因だなどとして、遺族が市に損害賠償を求めた裁判で、甲府地方裁判所は市に対し、5800万円の支払いを命じる判決を言い渡した。裁判長は「正確な時間外勤務を把握したうえで、業務内容を変更するなどの措置の履行を怠った」とした。

**10/23** 長時間労働による過労や職場の事故で死亡し、労働災害と認定された人々を追悼する慰霊式が、東京八王子市で行われた。八王子市内にある慰霊施設には、これまでに労働災害で亡くなった27万人余りの人たちがまつられている。全国から遺族や厚生労働省、経済団体の関係者など600人が参列した。

**10/24** 「ヨギボー」の会長からパワハラを受けて適応障害を発症した社員の男性が会社に損害賠償を求める裁判を8月、大阪地裁に起こしていた。ヨギボー大阪本社の男性社員(40代)は去年9月のアメリカ出張で当時社長の通訳を担当し、何度も叱責されたという。男性社員は帰国直後に適応障害を発症した。発症前1カ月の時間外労働も160時間を超えていた。

障害者の芸術文化事業に取り組む社会福祉法人「グロー」(近江八幡市)の理事長だった男性から、長年にわたってセクハラやパワハラを受けてきたとして、元職員の女性ら2人が計約5250万円の損害賠償を求めた裁判の判決が、東京地裁であった。裁判長は前理事長の北岡賢剛氏に220万円、グローに440万円の賠償を命じる判決を言い渡した。グローと提携関係にある社会福祉法人で働いていた木村さんは、グローの理事長から服を脱がされるなどの被害にあった。また、グローの元職員の鈴木さんも、キスや胸を舐められるなどされた。

**10/25** 大阪地検のトップである検事正を務めていた北川健太郎弁護士が酒に酔った部下の女性に性的暴行を加えたとされる事件で、大阪地裁で開かれた初公判で、北川被告は、「公訴事実を認め、争うことはしません」と起訴内容を認め、謝罪した。

**10/26** 高松市の造船会社「四国ドック」の敷地内で、造船工3人が、1万トン級の貨物船の造船作業中、船の上に設けた高さ18メートルの足場から転落した。3人は男性で病院に搬送されたが死亡。足場となっていた甲板をつなぐ金属製部品が折れていたという

**10/30** さいたま市立大宮東中学校で2022年、校長のパワハラにより適応障害などを発症し休職したとして、元教頭の男性(52)が市に慰謝料など約920万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が、さいたま地裁であり、裁判長は市に約480万円の支払いを命じた。元校長の過度な叱責や人格の否定などが「パワハラに当たる」とし、市に損害賠償責任があると認定した。

日本競輪選手会に所属し競輪選手だった30代の女性が、先輩の男性選手から繰り返しセクハラ行為を受けたとして、選手会などに調査と処分を求めたが、選手会はハラスメントを否定していた。女性は加害者の男性競輪選手と選手会に、計約2100万円の損害賠償を求める訴えを神戸地裁に起こした。2021年10月、先輩の男性選手(40代)に大量に酒を飲まされ、無理やりキスをされたり性行為を強要されたりするなど10件の性被害を受けたとされる。女性はPTSDと診断され10月23日付けで引退した。



# 11月の新聞記事から

**11/6** 学校法人「追手門学院」(大阪府)の職員研修で「腐ったミカン」と言われて退職を迫られたとして、元職員の男性3人が学院や研修を行った「ブレインアカデミー」などに損害賠償を求めた訴訟は、大阪地裁で和解した。学院と同社が3人に謝罪し、解決金計約9200万円を支払う。3人はうつ病を発症して退職。退職扱いとなり、労災認定されている。

職場での「ストレスチェック」について、厚生労働省の審議会は、すべての事業所に実施を義務づける案を了承。事業所への支援策として、マニュアルを作成し、準備期間を設けることなどが盛り込まれた。厚生労働省は今後、報告書をまとめる。

**11/11** 東北電力は、計測機器のトラブルで原子炉を停止させた女川原発2号機について、計測機器が通る配管の接続部分のナットが締め付け不足で緩み、管が外れたことが原因だったと明らかにした。女川原発2号機は原子炉に計測機器を出し入れする点検作業中に管の中で機器が動かなくなるトラブルが発生し、原因調査のため原子炉を4日に停止した。

**11/12** 厚生労働省は、14日以上の連続勤務を禁止する方針を固めた。残業規制に加え、連続勤務にも上限を設けることで労働者の健康悪化を防ぐ報告書骨子案を労働基準法改正に向けて設置された研究会が公表。年度内に報告書をまとめ労働政策審議会で詳細を詰め、2026年に改正案の国会提出を目指す。

**11/19** 過酷な勤務の末に命を絶った郵便局員の遺族や支援者らが、過労死などを出さない職場環境の実現を目指して「郵便局過労死家族とその仲間たち(郵便局員過労死家族会)」を発足させた。被害者や遺族が補償などを得られるよう支援に取り組むという。

2024年8月に自殺した敦賀市の職員の遺族が、市に早期の調査と再発防止を訴えていることを受け、市は調査のため第三者委員会を設置する費用を12月補正予算案に計上すると発表した。敦賀市は早期調査を目指すため12月には委員会を設置し、半年後には答申を受けたものとしている。

**11/20** 技能実習生の安全管理を怠りけがをさせたのに労災を報告せず、嘘の書類を作ったなどとして実習生が勤める会社と監理団体、関与した男性4人が労働安全衛生法違反の疑いで書類送検された。多度津町の造船会社とその社員ら2人で、技能実習生違反の疑いで丸亀市の監理団体と職員2人も書類送検された。造船会社と2人は、今年2月、中国人技能実習生の39歳の男性がガス溶接作業を開始する際に、監督上の注意義務を怠ったため、ガス漏れが生じて引火し、顔面や左手に全治22日のやけどを負わせた。監理団体と職員2人は、実習生からの相談に何事もなかったかのような虚偽の記載をしていた。

育児休業の規則に基づき業務の制限を申し出たところ、降格や転籍をさせられたのは不当で「パタニティーハラスメント」に当たるとして、オルゴール販売店に勤める京都市の30代男性が、親会社のオルゴール堂ホールディングス(北海道小樽市)に地位確認と慰謝料の支払いを求めて京都地裁に提訴した。男性は2022年、妻の育児などのため宿泊を伴う出張業務の制限を申し出た直後、上司から降格を予

告され、子会社転籍の同意書にサインするよう強いられた。男性は精神障害を発症し、一時休職を余儀なくされたが、現在は復職しているという。

11月20日国際トランスジェンダー追悼の日に、「トランスジェンダーを含むLGBTQ+差別に反対する映画監督有志」が会見を開き、性的マイノリティーへの差別言説に反対する声明を発表。本声明は、同日に発表された50人を超える小説家有志による「LGBTQ+など性的少数者への差別に反対する声明」に呼応する形で出されたもので、東海林氏ら発起人を含めて97人の映画監督が賛同を表明した。

**11/21** 兵庫県伊丹市の建築会社に働いていた男性(44)が死亡したのは長時間労働や炎天下での作業が原因として、遺族が労災と認めなかった国の処分を取り消すよう求めた訴訟の判決が、大阪地裁であった。裁判長は遺族の請求を棄却した。伊丹労働基準監督署は発症直前2か月の時間外労働が基準に満たないため労災と認めてなかった。

(台北)労働部(労働省)職員が自殺した問題で、何佩珊労働部長(労働相)は、卓榮泰行政院長(首相)に辞表を提出し受理された。同部の男性職員が4日、庁舎で死んでいるのが発見され、自殺と断定され、職場内でのパワハラが存在が指摘され、同部は調査を実施。自殺の主な原因は業務過多としつつ、職員の所属の労働力発展署北基宜花金馬分署の分署長に「管理の仕方や感情コントロールに確かに不適切な点があった」と説明した。分署長に20日、懲戒免職処分を発表した。

**11/22** 厚生労働省は、職場でのハラスメント根絶に向け、法改正する検討に入った。企業に対策を義務付けているセクハラやパワハラなど4類型を含め、全てのハラスメントが「許されない」との理念を労働施策総合推進法に明記する方向。労使が参加する労働政策審議会で今後、改正内容を詰める。

アスベストによる健康被害をめぐり、熊本県上天草市の男性が元勤務先の日本冷熱などを訴えた裁判の控訴審で、福岡高裁は2700万円の支払いを命じた一審判決を支持し、被告側の控訴を棄却した。被告側は「アスベストばく露の具体的態様が不明」などと主張したが、福岡高裁は控訴審判決で「原告が就労期間中にばく露した認定を左右するものではない」などとして被告側の控訴を棄却した。

佐賀県嬉野市の温泉旅館に勤務していた長崎県内の30代女性が料理長の50代男性から性行為を強要されて旅館側の対応も不適切だったとして、男性と旅館運営会社に計約1100万円の損害賠償を求めた訴訟が、長崎地裁で和解した。和解は7日付。和解条項には、会社が遺憾の意を表明し、外部講師による教育を講じ、ハラスメント防止規定を周知徹底させることなどが盛り込まれ、解決金として会社が50万円、男性が250万円を女性に支払う。

**11/30** 秋田市のスーパーマーケット「いとく土崎みなと店」で、開店準備のために出勤した40代男性従業員が店舗にいたクマに襲われ、顔面にけがを負った。その後、クマは店内に閉じ込められた状態。男性は意識がある状態で、市内の病院に搬送された。



# 2024年冬期カンパのお願い

日頃より、関西労働者安全センターの活動に、ご支援・ご協力いただき誠にありがとうございます。  
ございます。

新型コロナウイルス感染症が、感染症法5類に移行し、再び、来日する観光客が増加し、街の風景が一転しました。しかし、感染者は減少したものの水面下に隠された流行は継続しています。罹患後に体調が戻らず、息切れや倦怠感、頭痛、抑うつなどのいわゆるコロナ後遺症の問題も深刻化しており、当センターにも相談が寄せられています。

毎年請求者が増加している精神障害の労災は、昨年9月に認定基準の大きな改定があり、「感染症等の危険性が高い業務に従事した」という出来事を追加し、他にも出来事を統廃合し、既往症の悪化については基準を緩和しました。認定され易くなったかは今後の結果待ちです。

精神障害の原因となるパワーハラスメントについての相談は非常に多く、パワハラ防止対策が義務づけられても、企業側の相談窓口が機能しないことは多く、形だけではない対策が必要です。

また、アスベストによる健康被害の相談も、変わらず多く寄せられています。発症者のピークは2030年ごろと予想されており、まだまだ被災者の掘り起こし活動は続きます。

私たちは、労働組合、医師、法律家などの専門家の支援と協力の下に活動を続けていますが、何よりもみなさん一人ひとりとの連帯が重要だと認識しております。そしてみなさんからのカンパが、今後の当センターの活動の原動力となっていくことは間違いありません。

日頃絶えずご支援をいただきながらこのようなお願いをするに至って誠に申し訳ないのですが、何とぞご協力のほどお願いいたします。

2024年12月

関西労働者安全センター  
議長 浦 功

郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259